

政令番号202 ジピニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	4.4E+0			4.4				4.4
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.7E+2	9.6E+1		266.0				266.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		2.0E-1	0.2	0.4
12	千葉県	2.0E-1			0.2		3.5E+1	35.0	35.2
13	東京都	1.0E-1			0.1		5.0E-1	0.5	0.6
14	神奈川県						5.0E+1	50.0	50.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						3.1E+2	310.0	310.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.5E+1	25.0	25.0
25	滋賀県	3.3E+0			3.3				3.3
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.3E+0			1.3		1.1E+2	111.6	112.9
34	広島県	2.0E+0	2.0E+0		4.0		2.3E+1	23.0	27.0
35	山口県	1.8E+1			18.0		5.0E+0	5.0	23.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.6E+1			66.0				66.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	8.0E+1			80.0				80.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.5E+2	9.8E+1		443.5		5.6E+2	560.3	1,003.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。